

NO.	質問	回答	Web掲載
1	起動NEXTに応募した場合、起動には応募はできないのか。	両事業への応募は可能です。ただし、「起動NEXT」はPoCや事業連携など社会実装フェーズの支援を目的としており、「起動」は起業準備・初期段階の支援に重点を置いています。事業の進捗状況に応じてご検討ください。なお、「起動」の次回募集時期は現時点では未定です。	8月6日
2	補助金の使用範囲と自由度について。	本事業では、「大阪府イノベーション創出基金（新技術社会実装支援補助金）」の枠組みを活用しており、採択後の各スタートアップに対して、補助対象経費や申請手続き等の詳細をご案内いたします。 補助金の使途としては、PoC（実証実験）に必要な機器購入費、委託費、人件費、旅費などが対象となる場合があります。ただし、用途や条件には一定のルールがありますので、以下の大阪府公式サイトおよび認定要領をご確認ください。 イノベーション創出基金事業補助金交付要綱（大阪府） ※(5)が該当事業 https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/105494/kouhuyoko.pdf （イノベーション創出基金事業補助金交付要綱）様式 https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/105494/kouhuyoko_yoshiki.docx 具体的な運用方法については、採択企業向けに個別説明会を実施し、そこで詳細をご説明いたします。	8月6日
3	大手企業との実証・協業は、対象となる大手企業は決まっているのか。決まっているとすると会社名は発表できるか。	スタートアップとの実証・協業に関心を持つ大手企業へ協力をとりつけております。これらの企業との連携機会は、採択後、個別に案内させていただきます。また、支援期間中には、協業を希望する大手企業とのマッチング会等を開催し、新たな連携のきっかけとなる出会いの場も提供いたします。なお、応募時にすでに連携予定の企業がある場合は、その企業名や協業内容を記載ください。	8月6日
4	大手企業等との協業・実証支援は大阪府内の企業に限られるのか。またこちらが希望する企業へのアポイント取りなどを支援していただけるイメージなのか。	協業・実証の相手先は大阪府内に限定しておらず、全国の企業との連携が可能です。また、連携希望の企業がある場合、連携に向けた働きかけやマッチングに向けた支援を伴走支援の中で行う予定です（連携を確約するものではありません）。	8月6日
5	他社のIPでOEMをしているが、対象になるか。	対象です。同様に、IPが大学等へ帰属している場合も対象とお考え下さい。ただしOEM契約上の問題が無いかどうかは、別途ご自身でご確認ください。	8月6日
6	既存の協業先候補から補助金の自己資金分を負担してもらい、本補助金を得、それらの協業先との協業資金に充てることは可能か。	協業先企業が補助金の自己負担分を補填するようなスキームは補助対象外となりますのでお控えください。	8月6日
7	補助金は500万円全額資金を取らなくても良いか。	500万円を上限（補助率は2分の1以内）と定めております。申請は500万円以下でも問題ございません。	8月6日
8	協業・実証の対象は大企業に限られるのか。	法人格を持つものとお考え下さい。ただし、自治体は除きます。（中小企業や病院等も含まれます）	8月6日
9	補助金の活用期間はいつまでか。	2026年3月31日までとなります。	8月6日
10	補助金申請は2026年3月末までに実施すればよいのか。	いいえ。補助金の申請書類を提出いただいた後に、大阪府が審査し、補助金の交付決定通知書を発行した事業者が補助の対象となります。具体的な申請書類の提出締切日は、採択後の各スタートアップに対して別途お知らせします。なお、交付決定日より前に支出した費用は、補助の対象となりませんのでご注意ください。	8月8日

NO.	質問	回答	Web掲載
11	大阪府内に本社または事業所を有するとあるが、登記等をおこなうなど要件はあるのか。	事業所は、活動の実態がある場所であれば、登記がなくても問題ありません。	8月8日
12	企業等との連携について、連携先に自治体が対象に入っていないのはなぜか。	本事業は、ディープテックスタートアップが企業との協業により、社会実装に向けた検証の取り組みを推進することを目的としております。民間の活力・リソースを最大限に活用し、スタートアップの事業が自律的に成長していくことを重視しているため、連携先は民間企業を想定しており、自治体との連携は本事業の対象外とさせていただいております。なお、自治体を含んだ企業との複数者間連携は対象となります（例えば申請者・事業会社・自治体の3者連携等）。	8月8日
13	本事業期間中に売り上げがあった場合、補助金の取り扱いはどうなるのか。	補助金の制度として、利益が上がった場合には、大阪府に対して一定の割合で補助金の返還を求めるというのが交付要項上定められております。 下記「イノベーション創出基金事業補助金交付要綱」第18条を参照ください。 イノベーション創出基金事業補助金交付要綱（大阪府） https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/105494/kouhuyoko.pdf	8月8日
14	大学との共同研究をおこなう場合は、本事業でいう連携に該当し、補助金の対象となるのか。	No. 8に示したとおり自治体以外の法人は対象となります。	8月8日
15	本事業でいう連携・協業として認められる内容はどのようなものか。	申請者であるスタートアップの事業成長に繋がるものであれば、連携・協業の内容を特定のものに限定することはありません。連携先となる企業等の強みやリソースを活用し、申請者（スタートアップ）が持つ技術や製品・サービスの社会実装を加速させるための取り組みを幅広く対象とします。	8月8日
16	補助金の支払いのタイミングはいつになるのか。	補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書を提出し、府の審査により補助金額が決定したのちに支払いとなります。	8月8日
17	プロダクトを上市している企業が対象となるのか。	上市を見据えて、製品化・サービス化をしている企業を対象としております。そのため、上市前のプロトタイプを保有している企業は対象です。	8月8日
18	採択された際、申請時に提案した連携先以外との連携は認められないのか。	申請時に記載いただいた連携先以外の企業等との連携も支援対象となります。	8月8日